

風連町・名寄市合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風連町・名寄市合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、風連町・名寄市合併協議会規約第15条第1項の規定に基づき、風連町、名寄市(以下、「関係市町」という。)の負担金、補助金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、会長が属する市町の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮り承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用及び予備費の充用をするときは、会長が属する市町の例によるものとし、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長の定める銀行その他の金融機関に預け入れるものとする。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 3月30日から施行する。
- 2 平成15年度及び16年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるを「第1回の」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、この規定の施行の日以後第1回の協議会開催までの間において、収入すべき歳入を調定し、執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。
- 4 第8条の規定にかかわらず、会計年度終了前に協議会が解散した場合には、2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、関係市町の長の承認をもって協議会の会議の認定を得たものとみなす。

別表第1（第4条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|--------|--------|-----------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 構成市町負担金 |
| 2 道支出金 | 1 道補助金 | 1 道補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 雑収入 | 1 雑収入 |

別表第2（第4条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|---------|---------|
| 1 総務費 | 1 総務管理費 | 1 事務局費 |
| 2 事業費 | 1 事業推進費 | 1 会議費 |
| | | 2 調査研究費 |
| | | 3 広報広聴費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |